

●香川県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年6月5日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

平成24年6月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 福田原観音寺線（242号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市柞田町字中村丙1868番1 地先から 観音寺市柞田町字青木乙991番6 地先まで	7.8~20.4	30	平成23年香川県告示第 333号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成24年6月5日